

介護職員処遇改善交付金事業Q & A（その4）

問1 賃金改善実施期間以外における賃金改善額は交付金の対象とならないのか。

回答

賃金改善実施期間（様式2号 介護職員処遇改善計画書の（1）の④「交付金による賃金改善実施期間」）とは、交付される介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）を財源として介護職員の賃金を改善する期間です。

言い換えれば、賃金改善実施期間中の賃金改善額のみが交付金の対象となり、賃金改善実施期間以外における賃金改善額は交付金の対象外となりますので、慎重に決定する必要があります。

もし、賃金改善実施期間以外の期間に賃金改善をする必要がある場合は、直接、県の介護保険室（024-521-7746または7745）にご相談ください。

なお、各年度における賃金改善実施期間については、下記のとおり厚生労働省からQ & Aが出されております。

Q & A（平成21年8月3日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）

（問9）賃金改善実施期間の設定について。

（答）

賃金改善実施期間については、次の条件を満たす期間の中で、事業者が任意に選択することとされている。

- ① 月数は交付金支給月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、交付金支給終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。

（例）平成21年度における賃金改善実施期間については下図のようになる。

	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	H22.4
サービス提供月	←			→			
交付金支給月			←		→		
賃金改善実施期間	←			→			
次の4パターンのうち、 一つを選択する。		←		→			
			←		→		
				←		→	
					←		→

問2 平成22年度、平成23年度の賃金改善実施期間は、具体的にはどのように設定すればいいのか。

回答

前問で掲載した国のQ&Aに沿って行えば問題ありませんが、各年度において期間が重複してはいけないことはもちろんのこと、年度間で空白期間が生じれば、その期間は交付金の対象期間ではなくなってしまうことから、平成22年度の賃金改善実施期間は、できるだけ平成21年度の賃金改善実施期間の翌月から連続する12か月を、平成23年度は平成22年度の賃金改善実施期間の翌月から連続する12か月としてください。

具体的には、例えば、平成21年度の賃金改善実施期間を平成21年12月から平成22年3月としている場合は、平成22年度の賃金改善実施期間は平成22年4月から平成23年3月とし、平成23年度の賃金改善実施期間は平成23年4月から平成24年3月としてください。